

相総第64号の17
令和7年12月11日

区長・班長 様

相良村長 吉松 啓一
(公印省略)

回覧文書の配付について（依頼）

このことについて、回覧文書を下記のとおり送付致しますので、配付いただきますよう宜しくお願いいたします。

なお、次回の配付は、令和7年12月25日（木）に予定しております。

記

番号	件 名	配布区分				担当課名
		区長	班長	回覧	全戸	
1	川辺川3年発生河川災害復旧事業工事日より11月 (中央区のみ)			○		建設課
2	リチウムイオン電池について			○		保健福祉課
3	相良南小学校日より第18号(南小校区のみ)			○		教育委員会
4	令和8年度保育所入所申込みについて			○		保健福祉課
5	「カラダ測定会」を開催します			○		保健福祉課
6	野焼きは法律で禁止されています			○		保健福祉課

お問い合わせ先 相良村役場 総務課行政係
担当：佐竹、吉野 電話：35-0211

工事だより 11月

令和7年11月21日付

工事名：川辺川(0417)3年発生河川災害復旧事業(3過年)工事
工期：令和7年10月1日～令和8年2月26日

施工者 三和建設株式会社

〒868-0071

熊本県人吉市西間上町810番地1 TEL 0966-27-6151

代表取締役 尾曲 幸輔 現場代理人 前村 和文

発注者：球磨地域振興局 土木部 工務課 河川下水道

工事目的：護岸の復旧を行い、元の美しく安全な光景を取り戻す。



現場代理人

中村 善三郎

ごあいさつ

日に日に秋も深まり、紅葉もみごろとなりました、皆様におかれましてはどのようにお過ごしでしょうか。

大変お世話になります、この現場を担当します、三和建設(株)前村と中村です。
現在川辺川右岸の本工事に向けての工事用道路及び水替えを行っています。
今月中には現場内の工事用道路等完成し右岸側の本体工事に移りたいと思います。安全第一に早期完工を目指し工事を進めてまいりますので何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



仮橋の土台ボックスカルバート



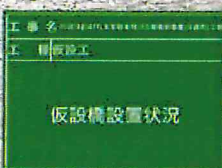
Boxカルバート据付完了



仮橋設置



仮橋設置完了



仮設橋設置状況

三和建設の取組み

子ども虐待のない「オレンジリボン運動」に取り組みます。

「オレンジリボン運動」は、子ども虐待防止のシンボルマークとして、オレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。私たち、三和建設社員一同は、三方良しの理念に基づいて子どもたちの明るい笑顔を守るため、11月を強化月間として活動します。



虐待かなと思ったら…189

児童相談所
虐待対応ダイヤル



住民良し
行政良し
企業良し

社有車にはオレンジリボンマグネット、
事務所にはのぼり旗でお知らせしています。



スタート

進捗率12%

早期完工目
指して頑張
ります

ゴール

回 覧										

令和7年12月11日

リチウムイオン電池について

最近、全国的にリチウムイオン電池の発火事故が増えています。リチウムイオン電池は スマートフォンやモバイルバッテリーなど、身近な製品に多く使用されているため誤って家庭ごみに出してしまうケースなどが報告されています。下記の内容をご確認のうえ適切な方法で処分してください。

記

●リチウムイオン電池とは

- ・リチウムイオン電池とは何度も充電して使える2次電池(充電電池)の一種で小さくても高い電圧と大きなエネルギーを蓄えられるのが特徴です。「リチウムイオン」「充電式電池」などと表示されているものが多いです。

●主に使用されている製品

- ・スマートフォン、タブレット
- ・モバイルバッテリー
- ・ノートパソコン
- ・ワイヤレスイヤホン
- ・コードレス掃除機
- ・電子タバコ
- ・携帯扇風機 など



●処分方法について

- ・現在相良村では、リチウムイオン電池の収集を行っていません。処分する際は、地区のごみステーションには出さず、お近くのJBRC協力店に登録されている家電量販店や電器店などにお持ちください。

回収場所がわからなかったり、リチウムイオン電池製品が変形、膨張などしている場合は、役場保健福祉課（Tel35 - 1032）までご連絡ください。

JBRC協力店の検索はこちらから（スマホ、タブレットでQRを読み込んで下さい）



学校の教育目標：「自他を大切にし、共に伸びる児童の育成 ～元気・笑顔・成長～」

相良村立相良南小学校だより 校訓「やさしく かしく たくましく」



元氣・笑顔・成長！南小

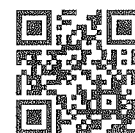
Ver 3.0

第18号 令和7年12月3日発行 発行者 校長 田口広治

児童数 167

PTA数 122

「人権の花」運動 命を大切にします！



■5月から、「人権の花」運動の取組を進めてきました。ひまわりやマリーゴールド、千日紅といった花を育て、種取りも行いました。毎日の水やりなどの世話やフラワー活動時の草取りなど、みんなが頑張ってくれました。学校に来られた方が、「花壇の花がきれいですね」とよく言われていました。

さて、11月28日（金）には、法務局、人権擁護委員会、相良村関係者の方々のご参加のもと、「人権の花」運動終了式を行いました。

まず、中村相良村教育長からは、「花の命だけでなく、友達のを大切にしていってください」との話がありました。さらに、「論語」の「汝の欲せざるところは、人に施すことなかれ」の言葉を出されました。しっかり守っていきたい言葉です。

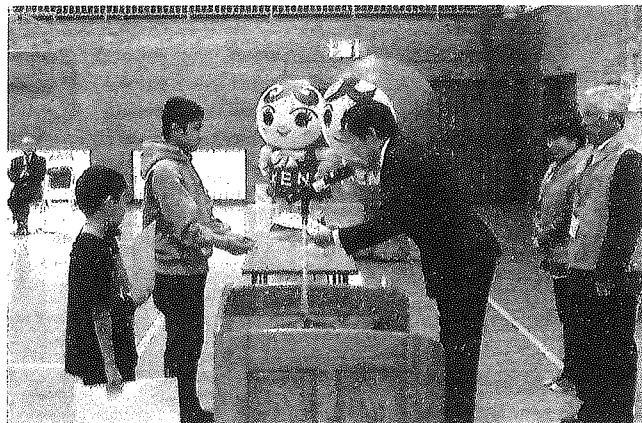
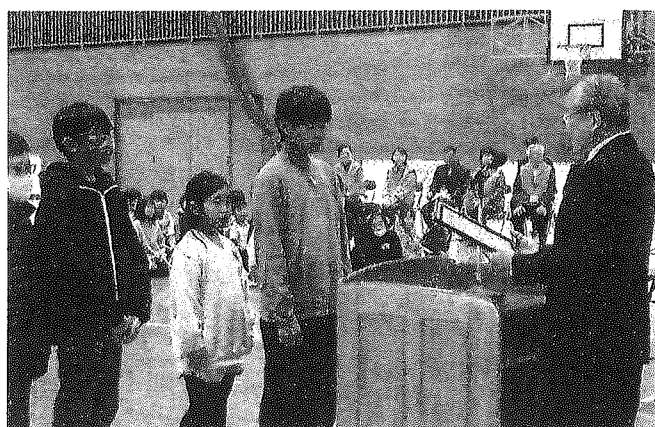
校長あいさつでは、「花を大切に育てると共に、友達を大切にしましょう」という話をしました。友達と仲よくする、一緒に遊ぼうと声をかける、意地悪をしない、嫌なことをしない、ということを守って、これからも人権を大切にする学校をつくっていききたいと思います。

続いて、感謝状や記念品をいただいたり、取った種を渡したりしました。種は、人吉市の中原小に引き継がれることになります。

人権擁護委員の方からの話では、「SOSミニレター」の話がありました。「決して一人で悩まないでください。解決できないときは、利用してください」という言葉がありました。困ったことがあったら、必ず誰かに相談してほしいと思います。

最後に、御礼の言葉で6年生の豊永涼さん、原口莉緒さん、立見倅平さんが、「花に水や肥料が必要なように、人には笑顔や思いやりが必要。人の気持ちを考えて行動していきたいです」との言葉を述べました。立派なあいさつでした。

「人権の花」運動は終了となりますが、人権を大切にする学校、一人一人を大切にする学校を、みんなでつくっていきたいと思います。



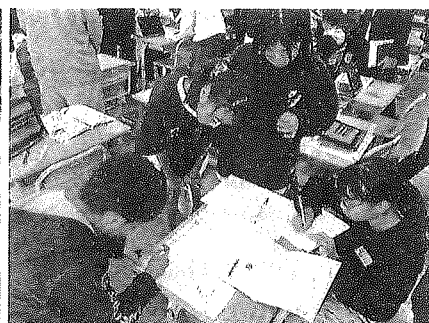
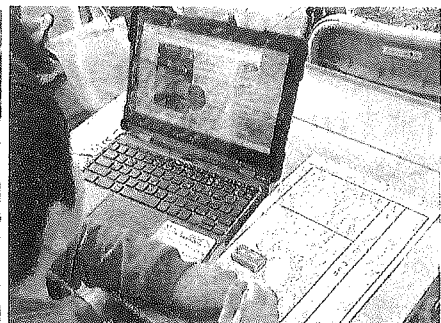
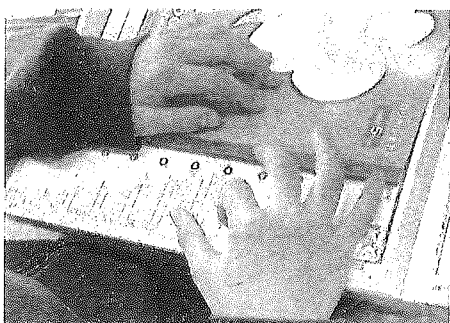
全校集会 頑張る姿が見られます！

■ 11月25日（火）の全校集会では、子供たちの頑張っている様子を紹介しました。

「元気」では、昼休みにたくさんの人が外遊びしている様子を写真で見せました。サッカーやドッジボール、鬼ごっこや遊具遊びなど、あちこちで楽しそうに遊んでいます。現在、持久走も頑張っています。体を動かすことは、「体の健康」だけでなく、「心の健康」「頭の健康」にもいいです。運動は、脳の活性化につながり、集中力や思考力など向上します。

「笑顔」では、「スマイルフラワー」の取組を進めています。友達のいいところやありがとうの言葉をたくさん書いて、笑顔を増やしてほしいと思います。

「成長」では、学習の様子を紹介しました。左の写真は、漢字テストの前に「自分で確認」をしている様子です。真ん中は、タブレットで図鑑を読んで、文章にまとめています。「自分で読む」ことができます。右は、「自分の考え」をしっかり持って、グループでまとめています。いずれも「自分の学び」を大切にしていることが分かります。



学校外の方から学び！

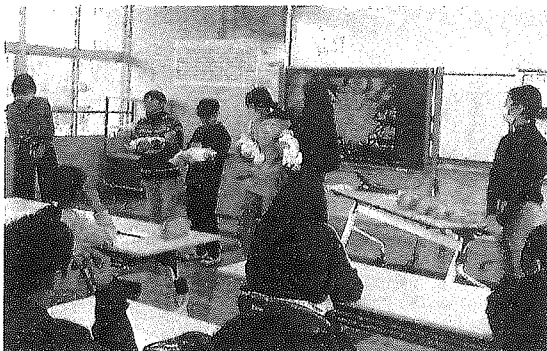
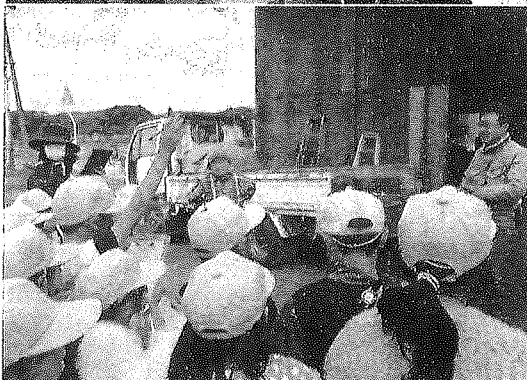
■ 11月13日（木）には、3年生が製茶工場見学を行いました。お茶農家の川上さんから、機械を見せていただきながら、お茶をつくる過程を教えてくださいました。お茶を摘む機械にも乗せてもらい、子供たちはとても喜んでいました。

11月20日（木）には、2年生が村探検として、「役場」「茶湯里」「生田製茶工場」「生田鉄工所」を訪れました。2年生は、村にはどんな所があるのか、どんな人がいるのか、などを学んでいます。それぞれの所でしっかり話を聞いたり、質問したりして、学びを

深めることができました。

11月21日

（金）には、5・6年生が「性に関する指導」講演会として、熊本市の福田病院から助産師さんに来ていただきました。赤ちゃんだっこ体験をしたり、生まれてくる様子の話などを聞いたりして、命の大切さを感じることができたようです。



回 覧										

令和7年12月11日

令和8年度保育所入所申込みについて

◆保育所(園)とは

児童の保護者が働いていたり、病気の状態にあつたりするなどの理由で、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者に代わって保育をすることを目的とする施設です。村内には2つの保育園がありますのでお知らせします。各保育園の詳細については相良村ホームページをご覧ください。

◆支給認定について

保育所等を申請される際に、保育の必要性などを判断するため、「支給認定申請(現況届)兼保育所等入所申込書」を提出していただき、その児童の状況に応じて「1号・2号・3号」に区分した支給認定証を交付することになります。

◆令和8年4月1日からの入所以外の申し込みについては随時受け付けておりますので、保健福祉課福祉係(TEL35-1032)までお問い合わせください。

◆保育所に入所できる児童は、保護者が下記の①～⑩のいずれかの事由に該当しているとともに、同一住所の家族その他の方も児童を保育できない場合に限られます。

記

- ① 月48時間以上の就労（フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働など）している場合（就労予定）
- ② 妊娠中・出産である場合
- ③ 保護者の病気やけが、心身に障がいがある場合
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしている場合
- ⑤ 災害復旧にあたっている場合
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）をしている場合
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している場合
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
- ⑩ その他、上記に類する状態として村が認める場合



子どもの“好き”を見つける場所



社会福祉法人 暁福祉会



一人一人を大切に♡

大きなお家 暁 保育園

【保育の目標】

『身辺処理の出来る子供』 すべての基本となる「生活リズム（食・排泄）」気持ちや活動の土台づくり
 『元気な子供』 健やかに心と体を育む環境づくりとプログラムの工夫、実践
 『自分で考える子供』 楽しむときも、困った時も、自分で考える機会をもつゆとり
 『仲の良い子供』 自分自身を大切にするために、友達との関わりで心を耕す機会づくり
 専門の保育士が、年齢に応じたカリキュラムを元に季節感や地域の環境を生かした様々な体験の場を設定し、毎日楽しく過ごせる工夫をしています。



本物に触れて
感性を豊かに



運動会では、
鼓隊も披露！



多彩な表現活動

運動会では合同プログラムで
集団活動の土台を育みます。
発表会では日舞体験に挑戦し
ます。

運動遊び

跳び箱やトランポリン、ボルダリング
などにも挑戦！



広い園庭でのびのび
遊びこむ！！

音楽指導

メロディオンやマリンバ・
ハンドベルなど様々な楽器
に触れ音楽を楽しみます。

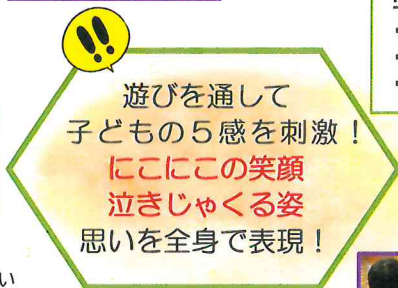


様々な素材に触れ、感
触の違いを楽しむ活動！

多様な体験で
豊かな感性を
はぐくむ

自然体験

園庭にある“ふれあい
ひろば”…自然に囲ま
れ、穏やかな場所で伸
び伸び遊びまわる！



遊びを通して
子どもの5感を刺激！
にこにこの笑顔
泣きじゃくる姿
思いを全身で表現！

学びの土台づくり
・生活リズムを整える
・自分でスイッチ
・意欲をはぐくむ



年間通して
月二回のスイミング
夏の園内プール



基礎訓練

国旗カード・俳句・詩・色カード・
絵本読み…など

食育・農園活動

年間通して野菜を栽培し収穫



見学をおまちしています。
まずは、ご連絡ください♪
TEL 24-4859



ALTの英語体験



【運営について】

- ★月曜日～土曜日 朝7時～夕方7時
土曜日も1日保育（就労証明不要）
- ★生後8週よりお預かりします。
- ★布団管理は保育園（布団の除菌乾燥は業者へ
依頼）→持ち帰りは年に1回
- ★一時保育、体験保育、障害児保育、病後児保育

保育内容・活動の様子についてはこちらをどうぞ！



	登録料	利用料	給食・おやつ	延長保育
相良村在住児	無料	600円/日	各自持参	午後5時～ 午後6時 (30分毎に 200円追加)
人吉球磨在住児		1000円/日		

3つのお部屋があり、病状に応じて個別の対応も可能
となっております。(生後6か月～小学3年生対象)
もしも、の時の為に、事前登録(無料)をお勧めします(*^^*)

なつめ保育園のご案内



- 設 立 昭和 33 年 5 月 1 日
- 名 称 社会福祉法人なつめ福祉会 なつめ保育園
- 定 員 70 名
- 所在地 〒868-0094 相良村深木 1984
- 園 長 緒方眞喜代
- 電 話 35-0014 ● FAX 35-0446
- メールアドレス natume@viola.ocn.ne.jp



なつめ保育園基本方針

- * ひとりひとりの子どもを温かく受容し、子どもが心身ともに健康で安全な生活が出来るような環境づくりをめざします。
- * 子どもの持つ豊かな可能性をはぐくみ、「どの子も育つ」をモットーにして保育に取り組みます。
- * 保護者や地域の人々からの期待にこたえ、地域の子育てセンターとしての役割を果たせるよう努力します。

保育園の一日（3 歳以上児）

- 7:00 開園・自由遊び（視診）
- 8:10 クラス別コーナー遊び
- 9:20 クラスでのお集まり
- 9:30 体育遊び（社会の窓）
- 10:15 基礎訓練（カード他）
- 11:10 主体的活動（絵画制作他）
- 11:50 昼食（歯磨き・絵本）
- 13:00 音楽活動
- 13:30 午睡
- 15:00 おやつ（自由遊び）
- 16:30 全体お集まり
順次降園（混合保育）
- 19:00 閉園

主な年間行事～毎月 1 回は誕生会・老人ホーム訪問・避難訓練・発育しらべ～

- 4 月 入園式・お見知り遠足・保育参観・交通安全教室
- 5 月 内科・歯科検診・いちご狩り
- 6 月 卒園生との交流クッキング・薩摩芋苗植え・どろんこ田植え
- 7 月 プール開き・七夕祭り・タベのつどい
- 8 月 保育参観・親子で夏祭り会
- 9 月 祖父母招待・十五夜綱引き
- 10 月 運動会・稲刈り
- 11 月 職場訪問・防火パレード・芋堀り・SDGs デー
- 12 月 冬至祭り・クリスマス会・発表会
- 1 月 成人茶話会・マラソン大会・餅つき会・しゅんなめじょ
- 2 月 節分豆まき・観劇会
- 3 月 ひな祭り・遠足・お別れ会・卒園式



どろんこ田植え



プールの前に園庭で！



さがら産業文化祭

- * 年間を通して「おおがスイミングスクール」にて月 2 回の水泳指導（年長・年中）
- * 年間を通して体育講師による「体育教室」が月 2～3 回（年長・年中）
- * その他、ALT による「英会話教室」・食育活動（月 1 回）

育児相談の場として

※子どもさんを育てるに当たっての悩みやご相談に、いつでも応じています。入園を希望される方やそれ以外のどなたでも、お気軽にお立ちより下さい。なつめ保育園では、「子育てトーク」と銘打ち、保護者の方と子育てについての意見交換などを行っています！

なつめ保育園の特色

- ① コーナー遊びや朝夕・土曜日の混合保育を通して、自主・協調の態度を養い、思いやりと気配りの心を養う。
- ② 音楽・絵画・絵本などの本物を通して、豊かな情操をはぐくむ教育。
- ③ 地域老人会やホームなどとの世代間交流を通して思いやりややさしさなどの心を育てる。
- ④ 体育遊びやマラソンを通して健康な身体と精神力を育てる。体育専任の先生が、楽しく体を動かし、色々な道具を使ったりして、体力作りを行っています。
- ⑤ 栄養のバランスを考えた手作り給食です。おやつも手作りで、骨や顎を丈夫にする小魚などもみんな喜んで食べています！
- ⑥ 養護と教育的な刺激がうずまき状に展開されるプロジェクトプログラムを行い、かしこい子を育てる



お部屋のコーナー



明るいランチルームでの給食

入園できる年齢

* 産休明けより就学前まで
生後 8 週よりお預かりします

なつめ保育園で取り組んでいる事業

- ◆一時保育 ◆延長保育 ◆乳児保育 ◆学童保育「なつめ学童クラブ」
- ◆障がい児保育 ◆育児講座 ◆体験保育 ◆地域活動事業

お預かり出来る時間

* 午前 7 時より午後 7 時まで

* 一時保育・・・いつでもお困りの時は、お子さまをお預かりしますので

どうぞご相談ください。

* 24 時間の安全策でセキュリティの防犯を行っています！



な かよしこよしの やさしい子
上記の①、③

つ よくてげんきな ひかりの子
上記の④、⑤

め ずすはなつめの かしこい子
上記の②、⑥



「なつめの木」

子育て愛の園

なつめ保育園

子どもたちを見守る

回										
覧										

令和 7 年 12 月 11 日 保健係

「カラダ測定会」を開催します

血糖・筋肉量・体脂肪量・内臓脂肪量などを測定します。
ぜひこの機会に、ご自身の体の状態を調べてみませんか？
また、栄養に関することや、その他健康に関すること等、
保健師・管理栄養士にご相談ください。

日 付：令和 7 年 12 月 25 日（木）

受付時間：午前 7：30～9：00 頃まで

場 所：相良村ふれあいセンター

内 容：体組成（体重・体脂肪量・筋肉量）

血糖・血圧測定、健康相談



参加するにあたっての注意事項

- 正確な評価を希望される場合、前日の午後 9 時以降は何も食べないでご参加ください。
（糖分の入っていない水やお茶は大丈夫です。）
- 健診結果や血糖測定したデータがある場合、ご持参していただくと比較しやすくなります。
- 服を脱ぐ必要はありませんが、素足になるためタイツ等はお避けください。
- ペースメーカーを装着されている方、妊娠されている方は測定できません。

月に一回の開催を予定しています。

定期的な測定で、習慣改善・筋力強化のチェックをしましょう！

※次回は 1 月 29 日（木）開催予定です。

〈問合わせ〉

相良村役場 保健福祉課 保健係

Tel 35-1032

回覧										

令和7年12月11日

野焼きは法律で禁止されています

野焼き（家庭ごみの野外焼却）はなぜいけないの？

一番大きな問題なのは、ダイオキシンの発生です。ダイオキシンは、紙、プラスチック類等塩素が含まれているものを、野焼きなどのように低い温度で燃やし、不完全燃焼したときに大量に発生します。また、煙だけでなく燃やした後の灰にも含まれており、人の健康や自然環境に深刻な影響を及ぼします。

「面倒くさいから」「昔から燃やしていたから」「自分一人くらいならたいした影響はないから」という理由でごみを燃やしていませんか？

燃やしている人は知らん顔をしています、**近隣の住民は悪臭や有害な物質をまき散らされ迷惑されています。実際に毎年、苦情・相談が寄せられています。**

家から出たごみは、必ず指定ごみ袋に入れて地区のごみステーションに出しましょう。

●法律による罰則について

野焼きは、一部の例外を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反した場合は、5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられることがあります。

また、野焼きを見かけられた場合は、役場保健福祉課（TEL35-1032）までご連絡ください。

（裏面にも記載がありますので、ご確認ください。）



野焼き

●野外焼却禁止の例外規定について

以下のような場合は、例外として野外焼却（野焼き）が認められています。

ただし、例外にあたる場合でも、苦情があった場合は行政指導等の対象となります。燃やす量や風向き、時間帯を考えて周りに迷惑(煙・臭い)をかけないように必要最小限に行ってください。

野外焼却（野焼き）の例外にあたるもの

- ・国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
〔河川敷の草焼き（河川管理者）、道路側の草焼き（道路管理者）〕
- ・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のための必要な廃棄物の焼却
〔災害等の応急対策、火災予防訓練、凍霜害防止のための稲わら焼却〕
- ・風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
〔どんど焼き、塔婆の供養焼却など〕
- ・農・林・漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
〔焼き畑、畦の草および下枝の焼却、漁網にかかったごみ焼却 など〕
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
〔落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤーなど〕

●火の取り扱いは、細心の注意を払いましょう

お問い合わせ

相良村役場保健福祉課 保健係

TEL 35-1032